資料１―２

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について（審議のまとめ）

令和8年9月 17 日

Ⅰ．概要・位置付け

教師の質と量の確実な担保・向上を図り、短期的にも中長期的にも持続可能・実現可能な教員養成・採用・研修に係る制度等を実現するために、明治期・戦後に連なる第三の抜本的な改革を行う。それにより、生成 AI 時代の子供たちの資質・能力の育成を支える「学びをデザインする高度専門職としての教師」の実現を目指す。改革の実行に当たっては、制度の趣旨・目的に立ち返り、その趣旨・目的の実現の観点から制度の再設計を行う。

令和3・4・6年度答申で示された方向性に基づき、特に養成を中心にその加速化の観点から具体的な方策を示すものである。これらの方策に加え、各ワーキンググループや作業部会のまとめにおいて示された方針も踏まえながら、教員免許制度の在り方を改革する。

改革の実行に当たっては、最初に設定した完成形を目指すのではなく、設計・実行に当たって常に問い直し、より良い制度となるよう柔軟な改善を図る。

子供たちの学びの要である教師の質と量を持続的に担保し、子供一人一人の主体的・対話的で深い学びを最大限に引き出す。

Ⅱ．改革の方向性

学校が担う役割が増加・変化し、今後も変わりうる中、学び続ける「高度専門職業人」「学びをデザインする高度専門職としての教師」を実現する観点で、質の担保・向上も必須。

教師のなり手不足の深刻化・採用倍率の低下等に対応するためには、これまでもそしてこれからも取り組んでいく学校における働き方改革・教師の勤務環境の改善[1]を含め、教師の魅力を高める総合的な方策が必要である前提で、そのうち特に免許保有者を拡大する対応も必須。

[1] 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進、教職員定数の改善や支援スタッフの配置充実、教師の処遇改善　等

社会の多様な専門性を有する人材を教職に呼び込むこと自体が、質の担保・向上につながる側面もある。

上記を通じて、質と量を担保し、向上を図るため、
(1)免許制度を、教育をつかさどる上で、入職時点で求められる資質能力を担保するものと定義し、その要件を厳選
(2)免許に求められる資質能力が確実に身に付く教職課程等を実現
(3)求められる資質能力が確かに身に付く前提で、それを担保する選択肢を拡大
(4)教師としての資質能力は、採用・研修も含め、教職生涯を通じて学び続けて伸ばしていくものとして設計
(5)教職課程を履修する学生が、質の担保された教職課程において、自律的・主体的に自らの学びをデザイン(学び手を主語とする)
を中心に据えて改革を実行する。併せて、これまでの、養成は大学、採用・研修は教育委員会等という役割分担から、両者が常に一体となって養成・採用・研修を行う形に転換。

質の確保については、
(1)大学における教員養成の趣旨の実質化
(2)教職課程の質保証
(3)専修免許状を目標に設定
とする改革を実行。

量の確保については、
(1)多様な学部学科の学生が教職課程を履修し免許を取得できる環境の整備
(2)多様な社会人が免許を取得しうる環境の整備
(3)社会人が在職したまま学校でも働ける環境の整備
を実施。

Ⅲ. 主な改革事項

1. 教職課程の質と量の担保・向上

(1)多様な学部学科の学生が教職課程を履修し免許が取得できる環境の整備
〇免許においては、教育をつかさどる上で初任時点に求められる資質能力を担保す

るものとし、共通的に学ぶ基礎的な内容を厳選・再構造化（教員採用選考はそれを確認するものとして位置付け）。「各科目に含めることが必要な事項」については、事項ごとに大学における科目に一対一に対応付ける必要はなく、適宜分割・統合等を行いつつ実施。

〇教職課程の必要単位数外で修得が求められている一般教養科目（いわゆる施行規則66条の6科目）についても必要に応じて教職課程に内在化（具体的には、日本国憲法については「教育法規」の中に、データ活用・AI については、教育データ・AI として、それぞれ教職課程に内在化。外国語コミュニケーション及び体育は教職課程に位置付けない整理（後述））。

〇介護等体験も教育実習内に位置付け（通常学級においても特別支援の観点での体験もできることから、特別支援学級・学校での実習機会を含めた教育実習によって介護等体験として整理）。

〇教育実習のガイドライン作成に向けた検討会を設置（後述）。学校体験活動の努力義務化による実習期間の分散等により、大学・実習校・学生それぞれの負担を軽減（検討に当たっては校種ごとの教育実習の状況も考慮）。

〇「強み専門性」を新設（後述）。

（2）次期学習指導要領との密接な連動

〇「学び続ける力」を学ぶこと、自分がどういった教師を目指すかを常に振り返ることを、学生の自律的、主体的な学びのデザインの観点からカリキュラム全体の基盤をなすものとして、教職課程上位置付け（その際、履修カルテの位置付けと更なる活用等も併せて検討）。

〇「各教科の指導法」と「各教科に関する専門的事項」は、深い学びの実装に向け、各学校種の学習指導要領に即した形で一体的に学修。

〇共通で学ぶべき内容を、「教育の基本と教科等の指導法」と「教育及び幼児、児童又は生徒の理解」の2つに整理した上で、次期学習指導要領を念頭に以下の内容を追加（法令上位置付けるのか、コアカリキュラム等で示すのかは要整理）。追加によって学習が形式的な単位の積み上げ（スタンプラリー化）にならないよう留意。

・（小学校等）教育の基本
・校種間の接続
・指導及び評価の計画・実施に関する理論と方法
・教師としての適応力・回復力・自己管理／調整能力の育成
（いわゆる施行規則 66 条の6科目である体育との関係を含め今後検討が必要）
・幼児、児童及び生徒の個々の多様な社会経済文化的な背景や特性の理解と包摂

・学級経営（教師と子供の信頼関係、子供同士の人間関係の構築）[2]

○「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解及び基礎的環境の整備・合理的配慮の提供」とした上で、2単位に拡大。

○「教育の方法及び技術」と「情報通信技術の活用」については、一体的に学習することとすると共に、「情報通信技術の活用」は「デジタル学習基盤」とし、「教育の方法・技術及びデジタル学習基盤」とする。

○AIの活用については、教師の業務の代替にとどまらない、教師の専門性の補完・拡張という考え方が重要。教師による教育的な意図のもとに学習場面の中でAIが活用されることが重要。教師が自律的に専門的な判断を行うことを前提としつつ、AIを効果的に活用し能力を拡大・拡張する方法やその考え方を教職課程を通じて身に付けることが重要。具体例については、「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」等において技術の進展に応じ記載。

○個々の児童生徒に応じて編成する特別の教育課程（いわゆる2階建て部分）の指導については、相当免許状主義に基づく免許法の趣旨を踏まえ、特別の教育課程であっても免許状を有する教員や相談支援体制など適切な指導体制の整備は重要。その上で、教育課程部会等における不登校、日本語指導、特異な才能に係る議論を踏まえ、必要な指導体制の検討を進めつつ、分野に応じて扱いを異にするものの、まずは、①教師が指導計画の策定と評価を行うとしつつ、個別の類型によっては、②一定の資質能力を有するスタッフが教師と密に連携・協働した上で、日常的な指導に当たることを許容。当該資質能力は勤務や経験を通じて更に向上させていくものとして整理。

○次期学習指導要領において創設される方向性の「情報・技術科」を全ての中学校で着実に実施できるようにするため、教師の計画的な養成・確保に資する免許制度の在り方等について検討を行い、適切に指導が行われる環境を整備することが必要であり、その際は以下の選択肢も含めて検討。

・現行の技術・家庭科（技術分野）免許について、大学の養成課程の増加。なお、教職に関する科目について、教科の専門的事項で代替できるようにすることについては、現行との関係で要整理（後述）

・情報・技術科のうち、情報分野のみを対象とするような新たな免許制度を創設（例

[2] 児童生徒の学力等の変化を把握できる学力・学習状況調査を実施する複数の自治体のデータを分析すると、学級経営が、学力等を伸ばす要因の一つであることが示されている。
（https://www.soumu.go.jp/main_content/001016285.pdf）

えば、「情報・技術科（情報分野）」など）し、高校の情報科の免許と共に取得
・教員資格認定試験に中学校「情報・技術科（情報分野）」を創設し、高校の情報科の免許と共に取得
・高校の情報科の免許保有者が、中学校の情報・技術科のうち情報分野を指導できる、中学校の情報・技術科の免許保有者が、小学校の総合的な学習の時間の情報の領域を指導できるようにする等の措置
・国内全域から受講可能な免許法認定講習や、都道府県等が実施する認定講習の抜本的充実
・現行の技術・家庭科（技術分野）の免許保有者に対し、情報分野に関する指導力の向上に向けた研修の実施
・新たな免許制度として「情報・技術科（情報分野）」を創設する場合、特別免許状の授与の促進

（3）教職課程の確実な実現を担保する措置

〇①教職課程の「質」の重視、②子供の学びの過程を中核とした「理論」と「実践」の統合、③学生自ら取り組む密度の濃い深い学修、を教職課程（カリキュラム）のデザイン原理と定義。

〇教職課程の実施側だけではなく、教師を採用する教育委員会や教師を受け入れる学校側の観点からの質保証の必要性。

〇いわゆる教職に関する科目について、その学修は、「大学における教員養成」の趣旨を十分に踏まえ、学問に裏付けられたものとして実施され、学生がもともと持つ「観」の転換が図られると共に、教育委員会・学校や保護者が児童生徒を安心して任せられるよう、教師として職務に当たる能力が、学修を経た免許授与時において確実に身に付いていることが必要。

〇「大学における養成」に立ち返り、学士の学位課程と教職課程の結節点となる「強み専門性」に係る学修 20 単位程度を標準的な免許状の授与要件とすること（基礎と強み専門性の2つの柱）を基本とする。「強み専門性」の前提として、基礎的な内容が確実に身に付いたジェネラリストとしての教師であることも重要。「強み専門性」は、従前の「大学が独自に設定する科目」とは異なるものとする。

〇また、強み専門性の 20 単位については、
・学位課程及び教職課程との密接な関係性・一貫性があること
・20 単位として一貫性・体系性があること
を教職課程認定審査において確認（これまでの教職課程の認定において学位課程との関係で教職課程を位置付けてきたことを改めて明確化）。20 単位の中におい

て、特に探究的な学びを実現。教職課程を全学的な体制の下で実施。20 単位の具体のイメージが必要。

〇養成段階で学修した強み専門性と現場のニーズのマッチングが必要。

〇働き方改革など現場の負担の軽減と質の担保を両立する観点から、教育実習に関するガイドラインの策定に関する検討会を設置し、議論。

〇ガイドラインに含みうる点として、次代の教育実習の在り方を含めて以下の点等を検討。検討に当たっては、教職の魅力が適切に伝わることも含めた質の担保と柔軟で多様な実習の持続可能な実施の両立が必要。

・大学側が教育実習の質の保証に責任を持つこと及び、管理・指導・支援することの明確化（教職課程認定で指定様式の提出を義務化）

・連絡調整を学校設置者と大学が実施し、目的を共有（協議会における調整の必須化）

・大学側による事前事後学習の充実

・大学側による授業確認（オンライン含む）を義務化

・観察・参加・実習（模擬授業）の時間数や課題の量等に係る上限規制

・手書き書類テンプレートの全国標準化・電子化（学校側の記入内容の削減）

・1校当たりの受け入れ学生数の上限を設定（平準化）

・コアカリキュラムの見直し

〇学校体験活動の努力義務化。（将来的な必修化についても検討）（再掲）学校ボランティアや学習支援員など、学校体験活動として幅広く単位認定を可能に（現場の負担増とならないよう、むしろ現場の助けとなるように設計。大学の事前事後学習や活動への支援が重要）。母校実習は学校体験活動の中で行われるものとして位置付けることを検討。

〇教職員支援機構（NITS）が教育実習の質担保に関与する必要性について更に検討が必要。

〇小学校の基礎的な免許状において、全教科（10教科）の学修を必修化。

〇質の高い教職課程の実現と地域における確実な教員養成の担保の観点から、大学内・大学間連携に係る、大学設置基準等より上乗せとなっている教職課程認定基準上の要件を見直し、地域アクセス確保特例等の最新の大学設置基準等に合わせることで、大学内・大学間連携（コンソーシアム含む）を強力に促進。国立大学に対しては、第5期中期目標・中期計画の策定に向け、当該基準の改正も踏まえた学内外の連携による資源配分の最適化の検討を促す。併せて、教師の質と量の確保に責任を持つ観点から、これまでの一大学で実施する教職課程の体制から転換を図り、地域の教員養成のハブとして、国立教員養成大学／学部の在り方・役割・意義を更に

明確にしつつ、第5期へ向けて検討を加速。その際は教育委員会が大学等と協力し一体となって教員研修を実施すると共に、附属学校との一体的な改革も必要。

〇デジタルな形態を含む新たな教科書を適切に用いた教科指導をできるようにすることはもちろん、デジタル学習基盤が学校において確実に活用されるよう、教職課程においてこれらを日常的に利用した学習機会を担保。

〇大学が自ら実施する教職課程の自己点検・評価や FD/SD 等の強化、学習指導要領の改訂やデジタル学習基盤の充実等を踏まえ、教職課程を教える教員の質の更なる向上の必要性。

〇コアカリキュラムを見直し・新設。CBT 問題を作成の上、Plant（全国教員研修プラットフォーム）に搭載（Plant を改修し、養成段階から利用可能に）。コアカリキュラム及び CBT 問題を、令和9年度から共同実施される教員採用試験一次選考と連動。

CBT は、反転学修含め、授業の事前事後学習において利用。コアカリキュラムに定める目標の到達状況の確認にも活用（CBT で確認できる全体目標は、資質能力の一部である前提、達成すべき必要条件であって十分条件でない点、大学における教員養成の趣旨を踏まえ、教職課程の目的が CBT の結果の確保とならない点に留意。また、当該 CBT の導入により、教師を志望する学生の減少や免許取得者の減少とならないよう、制度設計において留意）。

〇Plant に搭載されているデジタルコンテンツを活用した教職課程の学修基盤の充実も併せて必要（FD/SD 等の強化にも利用）。

〇実地調査の強化等の認定後の質保証方策及び文科省の体制強化。

〇当該質保証は、高等教育全体の質保証（厳格な成績評価や教学マネジメントの確立）とも連動し検討。

（4）教師の資質能力の恒常的な向上

〇教師の資質能力は、採用段階における担保で完結するものではなく、教職生涯を通じた研究と修養により向上させ続けることが必要であり、協議会において養成（教育実習等）・採用・研修（初任研、中堅研等）について幅広く協議することが必要。協議会に関する状況把握と、その上での活性化策を検討することが必要。

〇初任研と中堅研、対話（ワン・オン・ワン）と奨励の在り方、Plant の活用方法については、実態の把握をした上で、活用促進方策や改善方策を検討していくことが必要。初任研については、養成段階で強み専門性を学修していることを前提に再設計が必要。

〇教員採用選考における第一次選考の共同実施を通じて、問題の質の担保を図りつつ、コアカリキュラム・CBT 問題と連動（再掲）。

〇高校生段階からの教師入職志望者の掘り起こしについては、
・地域教員希望枠の学生の教員就職率や地域定着率が他の学生よりも高い大学の事例も踏まえ、他の教員養成の取組にも拡大すること（その際は横展開の観点から広く情報を共有すること）や、
・高校生を対象とした大学による科目の提供については、大学の単位として認定するなど、受講する高校生のメリットを考慮した検討
などが必要。大学や教育委員会以外の多様な主体による志望者の掘り起こしにつながる取組も重要。高校生のインターンシップにおける教師体験も有効。
〇入職前の研修の在り方も検討が必要。その際には入職前の研修と初任研を一体的に捉えて検討が必要。
〇「調整授業時数制度」の創設が検討される中、組織的な研究・研修の機会など、教師の資質能力向上の機会となるような設計について検討が必要。
〇小規模校に配置となっても、プロフェッショナル・ラーニング・コミュニティ／コミュニティ・オブ・ラーニングが維持される中で、その資質能力を確実に向上し続けられるよう、小規模校が連携した研修の先進事例の横展開等が必要。
〇小規模校を含め、学校間が連携した研修をはじめ、教師の日常的な学びと協働の実施のために、情報基盤が整備されることが必要。
〇児童生徒に係る能力測定が、自身の指導を見直すきっかけとなり、授業改善につながることが重要。能力測定に係る先進的な自治体の取組をベースとした、国による全国的なコーディネート機能を強化すると共に、学習評価としての能力測定の充実を図る。
〇次期学習指導要領に向けた検討では、学習の目標達成に向けた評価課題・学習過程を一体的に構想することを重視しつつ、評価に当たっては形成的評価を充実する方向性が示されており、そのための教師の資質・能力の育成が重要。形成的評価については、生成 AI の活用について、国際的な枠組みも含めて積極的に研究し、効果的な利用を普及。
〇学び続けたい教師を支えると共に教職の魅力を高める観点から、大学院修学休業については、「学び続ける教師」として、より多様な研究と修養のための休業を認める制度へと拡大（青年海外協力隊の参加なども含めて幅広く認める）。教師の学修した履歴は、受講した研修のみならず、教師がその資質能力の向上のために行った体系的な学修及び研究の履歴として把握されることが望ましく、研究と修養のための休業における学修成果についても、当該履歴の一部として記録し、その後の対話及び資質能力向上に活用することが適当。当該休業の際の生活保障としての給付金の在り方について要検討。

〇教師の資質能力の向上における、任命権者が行政の中で質の高い学びの余白を生み出し、服務監督権者が教師に伴走・支援することの重要性。
〇養成段階で学修した強み専門性については、勤務を通じて更に深化させ、大学院での学修を通じて専修免許状につなげることとする。当該専修免許状を踏まえて、主務教諭の積極的な任命につなげる。専修免許状取得の努力義務化については、今後慎重に検討。
〇大学院と教育委員会が連携し、学校現場や教育委員会における研修・教育実践に大学側が指導者として関与することにより、これらの研修・教育実践を幅広く上進に必要な単位として認める（免許法認定講習等として認定する）ことで、専修免許状への上進を容易にする（上進に係る単位認定に係るガイドラインの策定）。中堅研の実施者においては、大学等と協力し、受講者が上位の免許状を取得することが可能な環境を整備（特に教職大学院においては学校現場と連携し、幅広い研修機会を単位として認定）。
〇専修免許状取得に係る学修に関して、教育臨床研究的な学修を含むものとすると共に、学修全体の在り方については更に検討が必要。
〇現行の専修免許状については、最低在職年数を超える在職年数を有し、かつ、一定の要件を満たす者で大学側が認めた場合は、これを1年超えるごとに1単位ずつ（最高合計 10 年以上の在職で7単位まで）逓減する措置を新たに設ける（要件については今後更に検討が必要）。
〇教職大学院について、より柔軟な教育課程の編成を可能にするため、共通5領域の修得単位数を現在の 20 単位程度から 10 単位程度に縮減。
〇教職大学院等において、他校種・他教科の専修免許状をより取りやすくする方策について要検討。
〇現職の教師が自発的に教職大学院等を活用して学ぶことを支援する方策を検討。
〇学部段階から強み専門性に係る学修を行うことを踏まえ、免許状を以下の通り再編。
・短期大学士を要件とし、共通的事項のみを学修する、基礎的な免許状
・学士を要件とし、強み専門性を学修する、標準的な免許状
・標準的な免許状から上進させる、より上級の免許状
〇基礎的な免許状から標準的な免許状への上進において必要な学修内容については、既に学習している内容も踏まえて更に検討が必要。
〇基礎的な免許状から標準的な免許状への上進に必要な勤務年数について、5年以上としているのを3年以上とし、中堅研のタイミングにおいて、10 単位の取得で上進できる形に変更。

〇通常の任用だけでなく、臨時的任用や、非常勤の講師の資質能力の向上に係る方策も必要。

（5）幼稚園教諭、特別支援学校教諭、養護教諭・栄養教諭の教職課程に係る主な改革事項

①幼稚園

・「幼児教育の基本」を新たに位置付けると共に、その学修において、小学校教育との接続も含めることを明確に位置付け

・「幼児理解の理論及び方法」等は0歳からを対象とし、教職課程全体で重視

・保育士養成課程における修得内容との整合性の向上を推進するなど保育士資格との併有を促進（併有のための学修の総単位数の在り方は要検討）

・保育士養成課程も併修する短期大学の学生に対する強み専門性の位置付けについて要検討

・国公私及び施設類型を超えて幼稚園教諭・保育教諭・保育士への研修、助言等を担う幼児教育センターの全国的な整備と教育委員会との連携・協力の必要性

②特別支援

・特別支援学校教諭の専門性の土台となる共通的な内容と、障害の種類等に応じた専門的な内容の観点から教職課程を再整理

・大学や学生の自律的な判断による学修を可能にする

③養護教諭・栄養教諭

・道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動について、それらの指導法も含め学修することとする

・養護教諭については、心理・福祉等に関する資質能力の向上の観点から、心理及び福祉に関する内容を全ての学生が学修することとすると共に、強み専門性の一つとして、「心理」や「福祉」を位置づけ

（6）児童生徒性暴力等の防止等に係る対応

〇教職課程認定基準を改正し、教職課程で学ぶ学生に対する、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための学習機会の担保等の措置を徹底。

〇教職課程において、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律やこども性暴力防止法等も含めた、体系的な教育法規に係る学修の義務化。

〇特定免許状失効者等管理システムと、保育士特定登録取消者管理システム、こまもろうシステム（いわゆる日本版 DBS）のログイン方法の統一による連携。

〇児童生徒性暴力等を理由とした失効者等への再授与、採用に係る法令上の厳格な

措置の確実な実施とそのための文部科学省の体制の抜本強化。

〇教育委員会等が教員免許状の有効性をより容易に確認できるシステムの整備の必要性を検討。

2. 多様な専門性や背景等を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方

（1）入職時点で必要な資質能力の担保が図られ教員免許が授与されるルートは、大学における教職課程を原則としつつも、より多く認められる方向が重要。多様な経験を有する社会人が教師として教育に当たることは、多様な児童生徒への対応や高校改革への対応において非常に重要。多様な人材が組織として対応することで、複雑な課題により対応が可能となる。教職の質の担保は、教職課程の質の担保だけでなく、多様な人材が教職に就くことによっても、実現される。改革の実行に当たっては、社会への広報活動の工夫と共に、柔軟性のある改善が必要。

（2）特別免許状において、これまでの指針の周知にとどまらず、都道府県における免許授与促進の妨げになっている資質能力の立証の困難性を克服し、より出しやすい環境を整え、多様な社会人の入職を加速することが必要。具体的には、以下の可能性が考えられるところ、更に検討が必要。

・国における一定の授与基準・目安の提示。審査会の形式などの具体的な例示
・教員資格認定試験の一部を用いた能力立証への代替（後述）
・民間の取組に対する一定の認証
・大学（院）における一定のプログラムの認定（後述）
・独立行政法人教職員支援機構（NITS）におけるコンテンツ等を活用した入職者の能力立証　等

（3）（2）の検討においては、併せて臨時免許状の活用についても、これまでの「普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定を経て授与」することは維持しつつも、授与に関して一定のルールを設けるなどによりその質担保を図りつつ、これまでの位置付けも含めて見直すことも含めて検討が必要。

（4）特別免許状入職者に対する支援のための加配措置の可否等について更に検討。

（5）普通免許状においても、通常のルートとは別に、①教職特別課程、②通信制、③大

学院新教育課程（後述）、④教員資格認定試験といった多様な選択肢を用意し、社会人がしっかりとした能力立証による多様な免許授与を可能とすべきであり、以下の点について更に検討。

①教職特別課程については、大学院新教育課程（後述）と同様、強み専門性（現行の教科に関する科目）の履修をしていなくても、入学者選抜において、その点の立証をすれば入学を許可する。

②教員資格認定試験については、対象範囲（対象校種・教科）・実施方法・受験料など、試験の質担保のための方策や、試験合格後の研修の在り方も含めて、今後更に検討が必要。併せて、合否だけでなく、構成する科目の合格をもって特別免許状等の一部の能力立証に用いることを可能とすることについても検討。

③通信制の教職課程の質担保の在り方について更に検討。なお、通学制と通信制の組み合わせについては、大学設置基準等との関係も踏まえた検討が必要。

（6）大学院におけるプログラム（大学院新教育課程）を通じて、免許状の授与が可能とする方策について、以下の点について更に検討。

〇プログラムは大学と教育委員会等の任用権者が協議して設定する履修証明プログラムとし、受講者の決定プロセスにおいて、入職の選考も同時に実施する。

〇プログラムの設定に当たっては、国において、全国的な免許状の取得状況等も踏まえて開設者を決定する。

〇プログラムにおける学修を開始するにあたり、無給となる期間が生じる点への対応として、以下の選択肢の可能性。

・常勤の講師等としての採用（その場合は臨時免許状を付与）
・学習指導員や特別非常勤講師等としての採用
・教育訓練給付金の対象となるよう、当該プログラムを職業実践力育成プログラム（BP）の要件を満たす履修証明プログラムとすること

〇プログラムの具体的な在り方については、以下の両案の可能性。

・特別免許状の授与に当たっての資質能力の立証方法の一類型として、①教科の指導法、②児童生徒理解に係る学修をもって、特別免許状を授与し、勤務しながら免許状の上進に必要な追加の単位を修得するパターン
・①・②を含めて、35 単位程度の学修によって、全国通用性のある免許状を授与するパターン。授与する免許状については以下の類型を念頭に引き続き検討
・既存の免許状とは異なる特別な免許状とする。その授与に当たっては、国が授与することも含めて検討し、全国通用性を持たせる（その検討においては、現行の特別免許状の通用性の在り方についても併せて検討）

・既存の普通免許状を取得するための特別な方法の一つとして整理（その際、基礎資格を踏まえれば標準免許状が妥当か）。その際は、教職特別課程も併せて整理が必要

〇いずれの場合も、現場での勤務経験を単位として認定すること。その検討においては、大学院の単位の実質化の観点から、単位認定との関係を整理する。

〇プログラムを夜間やオンライン等柔軟に実施する。

（7）次期学習指導要領において、現行の学習指導要領の実質化を図る観点から、小学校については、全科の指導を引き続き原則（ジェネラリストは引き続き重要）としつつ、高校・大学改革等を踏まえ、例えば算数・理科等については、専科の普通免許状を新設し、ジェネラリスト（全科）とスペシャリスト（専科）がチームとして学校教育の質を向上する方向で、詳細な設計を検討。その際、中高の数学や理科の免許を取る際に、併せて小学校の該当教科の免許も取ることができる選択肢や、理科と算数など複数教科を教えられる選択肢など、柔軟な制度設計を検討。また、専科免から全科免への転換の道を用意することも検討。

併せて、小学校専科指導優先教科に限らず、中学校の免許に係る教職課程を置く大学は、小学校の免許に係る教職課程を設置可能とすることについて更に検討。これらについては、採用の際の配置や人事上の課題、小学校教育の質担保（CBT の導入含む）など、総合的に検討が必要。

（8）高等専門学校卒業者について免許取得の基礎資格とし、教員免許の取得を可能に。

（9）高校改革等に対応する観点から、強み専門性の学修を踏まえて、隣接免許・隣接校種がより取りやすくなるよう制度改正を実施。その際、現行においても、中学・高校の免許において特定の教科に関し、教職に関する科目の一部または全部を教科に関する専門的事項で代替できるとされているところ、その拡大も含め、全体として整理が必要。

併せて、大学の学科においてより柔軟に免許が取得できる方策などについて更に検討。更に、各都道府県で高校改革を先導する人材育成に係る NITS による支援の在り方を検討。

（10）社会人がその勤務を続けつつ、一部の勤務時間において、学校の教育活動を担う取組（在籍型出向）に係る、先進事例の創出。

（11）教職員だけでなく、学校に関わる幅広いチーム学校メンバーが学校で働くに当たっての研修機会を Plant を活用するなどして提供（後述）。

（12）社会人が中途で入職した場合の、給与等の在り方については、実態を把握した上で、対応策の検討が必要。

（13）様々な高度な能力を有する社会人（博士人材（いわゆる「博士教諭」）やオリパラ人材など）の入職の促進方策について検討が必要。

（14）ある校種・教科の免許を持つ者が、他の校種・教科の免許をより取りやすくする方策について、検討が必要。

（15）教師の魅力を伝え、その志望者を増やすための広報戦略が必要。

3. 今後更に検討・議論が必要な事項

（1）国と地方の役割分担の在り方

〇特別免許状の授与権限を、都道府県から指定都市に拡大することの可否。

〇免許管理システムの運用保守を含め、都道府県教育委員会の免許事務を、国に移管することの可否（国による授与を含む）。

・上記2点の検討においては、現状各都道府県において、一定の予算と人員を確保して実施していることを踏まえ、授与権限の在り方だけではなく、付随する免許事務の在り方や予算の確保、人員など体制の整備も含めての検討が必須。併せて、個々に対応することで生じるコストについて、集約化との比較において検討が必要

・免許事務の在り方については、デジタル化への対応の促進も必要

〇不足する免許の校種・教科など、国による教職の需給に係る一定の計画の必要性。

〇大学院におけるプログラム修了者等に対する、国による免許授与の可能性。

（2）NITS の在り方

〇全国の教育委員会や研修センター、学校現場、大学・教職大学院、民間企業等の多様な主体のネットワークをつなぐハブ機能としての NITS の役割の重要性、設置趣旨を踏まえた役割の抜本的強化。

（養成段階（教育実習の質保証への関与（再掲）、CBT 問題作成・掲載含めた Plant の機能強化・管理運営等含む）、採用段階（教員採用選考の共同実施等含む）との関わり方　等）

〇能力立証に基づく多様な人材確保支援の在り方。

・教員資格認定試験の在り方

・NITS におけるコンテンツ等を活用した能力立証　等（再掲）

〇私立学校教員、社会人入職者・復職教員、ペーパーティーチャー、教員以外のチーム学校のメンバー、教職課程を担う教員などに対する研修機会の充実のための NITS の関与や支援の在り方。

〇高校改革を先導する人材の育成・資質向上支援の在り方。

〇NITS の役割の抜本的強化を実現するための体制整備の在り方。

（3）教職課程の質担保の在り方

〇教員養成フラッグシップ大学の在り方／教職大学院の在り方の一層の検討。

〇養成・研修の観点や、実験校としての役割を踏まえた、今後の附属学校の在り方の検討（国立大学に対しては、前述のとおり地域の教員養成のハブとして、附属学校との一体的な改革も含め、第5期へ向けて検討を加速）。

〇通学制と通信制の教職課程の組み合わせの可能性。

〇強み専門性を持つ個人を育てることと共に、強み専門性を組織として活かすことの重要性。多様な強み専門性を有する教職員集団の組織としてのパフォーマンスを最大化させることを可能とする校長等管理職の資質向上方策（リーダーシップ、組織マネジメント、業務プロセスの可視化と精選・廃止に係る学修の重要性。強み専門性を持つ教職員が心理的な安全性を確保して活躍できる環境の確保）。

（4）生成 AI 時代の教師・学校の役割

〇教育は、教師と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、人間が人間の温かみをもって全ての子供たちに接していく、という考え方の下、適切な指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった子供の学びをデザインし、発達を支援する教師・学校の役割の考え方を検討。

〇教育が目指す姿そのものが高くなり、更には別次元のものともなりうることを前提に、次期学習指導要領を念頭に置いた教職課程の改善にとどまらず、教師の役割や子供の学びのスタイル、学校という場に集い対面で学ぶことの意味など含め、将

来を見据え、今後の方向性に係る掘り下げた検討／問い直しが必要[3]。

〇検討においては、現場を中心に、大人だけでなく子供の考えや発想も大切にしながら、教師が教育を通じて新たな価値創造を行うことを目指して検討を行うことが必要。

（5）教師となった者への経済的負担軽減

〇子供の学びと成長を支える人材育成の基盤としての教師に関し、学部段階における教師になった者への奨学金返還支援等の全国的な仕組み構築に向けた制度設計。

[3] 検討においては、AI の活用については、教師の業務の代替にとどまらない、教師の専門性の補完・拡張という考え方を踏まえる（再掲）。